## 女性支援及び DV 防止に関する現在の取組、課題・今後の取組に係る議論の整理

※男女共同参画審議会委員及び市町村、関係団体による意見の抜粋(●委員 ◆市町村 ■関係団体) ※DV 防止・女性支援等第1回専門ワーキンググループの意見・議論の抜粋(★)

大項目	長野県困難な問題を抱える女性への支援に関 する基本計画(女性支援基本計画)	第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害 者のための支援基本計画(DV 防止基本計画)	課題	今後の取組	
	1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築 (課題:相談窓口、支援等を利用しない又は躊躇する女性への相談充実) (1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期把握 ・県内の高校、短大、専門学校、大学等に対するチラシ配布、学生相談室等を通じた周知 ・若年女性がアクセスしやすい、ネット、SN S、二次元コード等を使用した情報発信 ・「こどもカフェ」等、県の居場所づくりの取組を活用した女性に対する情報発信 (2) 相談支援の質の向上 ・相談方法の多元化(メール、問合せフォーム等) ・女性相談支援員に対する傾聴スキル等に関する研修強化	<u>発の強化</u> ▶DV防止に係る普及啓発の推進	■教育が大切。教育機関における人権教育、男女の尊厳意識を高める教育、包括的性教育の実施を計画に盛り込む必要がある。 ●こどもが「こどもの権利」を学んでいないのではないか。教育委員会と連携してこどもの権利教育の充実を検討してほしい。 ★DV・デート DV の背景として、ジェンダー不平等の社会構造がある。ジェンダー平等の価値観の浸透がなければ、本当の問題解決につながらない。 ★DV 認知度は85.4%だが、DV が身体的な暴力に限らず、権力に基づく支配であるとの認識に至っている場合は少ないのではないか。 ★デート DV 防止啓発の活動が少ない。 ■県が取り組む「DV 防止」や「困難な問題を抱える女性のへの支援」が、本当に困っている方に届くよう広報と周知をお願いしたい。 ◆広報・周知先として、県内の高校や短大等が挙げられているが、特に高校については、設置主体にかかわらず幅広く広報・周知していただきたい。 ●働きながら子育でする女性は、固定的な性別役割分担意識のため負担が大きく、ライフステージが思い通りにならないことがある。 ●相談窓口の敷居を低くし、相談のハードルを下げる必要がある。 ■DV は女性からの加害もあるため、女性も男性も含めた困難を抱える人への支援へと転換することを検討課題とするべき。 ■DV は女性だけでなく男性も被害にあうということの広報が必要。声を出しにくいという点では女性と変わらない。	次世代がジェンダー規範に縛られずに生きられるようにするため、幼少期から県レベルでジェンダー平等教育を実施することが望ましい。 (教育への投資は最も効果が良い。) ★幼稚園・保育所や小学校からのジェンダー教育が求められる。 ●DV 防止対策として、一番効果があるのは教育である。デート DV 防止・包括的性教育など、人との平等な関係を基本とする教育を進めていただきたい。 ★様々な教育や啓発が行われているが、その交通整理とともに、まずは、教える側にジェンダ	
様化) 〇一時保護	(課題:支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設)の制約 (1)多様な問題を抱える女性に対する一時保護・緊急避難支援事業の受入対象者の拡大、一時保護の役割分担による幅広い受け入れ体制の検	ための体制整備	★一時保護(委託)の利用が少ない現状がある。  ★以前と比べて一時保護を希望する人が少なくなっている。生活スタイルの変化に合わせ、一時保護のあり方をより柔軟にしていくことが課題である。 (緊急避難事業、公営住宅への入居、民間団体の支援など、様々な選択肢ができつつあることも、一時保護(委託)が減少している一因として考えられる。) ● DV被害者の避難を基本とする対応を見直し、DVが人権侵害・犯罪であることを前提に、加害者に責任を取らせる仕組み作りが必要。加害者が家を出る、加害者プログラムを受けさせたりする対応を検討するべき。 ★DVの被害者は家を出たいわけではない。家を出ては戻り、出ては戻りということは当たり前であり、決断には時間がかかる。本当は DV する人に変わって欲しいと思っている人も多い。 ★こどもがいる女性の場合は、DV 問題を解決するための手段として、避難という選択肢が取りにくい(生活を変化する避難を求めない)という実態がある。 ★DV の被害を受け、繰り返し家を出たり、戻ったりする方をどう継続的にサポートするかという課題がある。	★被害者の保護だけでなく、DV 加害者プログラムを実施するなど加害者へアプローチする。	

大項目	長野県困難な問題を抱える女性への支援に関	第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害	課題	今後の取組
	する基本計画(女性支援基本計画)	者のための支援基本計画(DV 防止基本計画)		
○自立支援の充実・強化	3 自立支援のさらなる充実 (課題:困難な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の強化) (1) 同伴児童等への支援 ・児童相談所、児童家庭支援センターとの連携による心のケアの充実 (2) 自立支援の充実 ・自立支援計画の策定による適切かつ継続的な支援 ・各種手続窓口に繋げる同行支援 ・生活就労支援センター「まいさぽ」との連携による就労や住まい、家計等の相談の充実 (3) アフターケアに関する支援の強化 ・女性相談支援員を中心とした伴走型支援 ・市町村等と連携した継続的なフォローアップ	IV 自立支援の強化	■相談現場での二次被害を防ぐために、専門家とも連携し、トラウマインフォームドケアの研修と暴力と支配についての研修を女性相談支援員等が受けられる体制を整備する必要がある。 ■DV やハラスメント、虐待などの暴力被害者は、長期にわたり心的外傷による生きづらさを抱えている。多くが複雑性 PTSD の症状を抱えており、社会的自立にはトラウマケアにつながる必要がある。公的な支援や保護を受けても、ケアにつながらず、民間団体が支援を代替している実態がある。 ★DV 被害者は生きる力や考える力を奪われた状態にある場合が多い。そうしたトラウマから回復・脱却できるケアを受けられる必要がある。 ■当法人の母親たちの支え合い事業により、危機的な状況の親が当事者同士の繋がりで困難を乗り越え、前向きな気持ちを取り戻している。出生率の低下やこどもの自殺、虐待の増加は、子育て環境が苦しく孤立していることを示す。こどもの育ちのためにも DV 支援や親の支援をもっと手厚くする必要がある。 ■女性と一緒に生活するこどもも愛着形成が不十分であったり、不登校の課題を抱えている。県は、女性支援、こどもの安心な居場所の提供など、民間団体と協働する施策を進めるべき。 ★こどもの育ちの課題がある。家庭の状況により、気持ちや意見を抑圧されて育ってきた場合に様々な問題が起こりやすくなる。	●県として DV 加害者対策に取り組むべき。また、児童虐待防止法ではこどもの面前での DV は虐待であるとされていることから、DV 加害者に対して児童相談所でこどもへの影響を中心にした加害者プログラムを実施するべき。 ★こどもがいる家庭における DV はこどもへの心理的な虐待にあたる。他県においては、児童相談所で DV 加害者(被害者)プログラムを実施している。
○支援の ○ の ○ の ○ の ○ の ○ の ○ の ○ の ○ の ○ の ○	<ul><li>の掘り起こし</li><li>(課題:女性支援を行う民間団体等が少数)</li><li>(1)支援のための体制づくり</li><li>・支援者のバーンアウト (燃え尽き症候群) 防</li></ul>	備  →県内の配偶者暴力相談支援センターと関係機関の連携強化  →県域・圏域ネットワークの強化 女性相談員と要保護児童地域対策協議会との連携鏡花 等  →関連する地域ネットワークとの連携  II 相談体制の充実  ◆重点目標 1 相談機関の充実  →専門研修の充実。組織的対応の推進。  ◆重点目標 2 市町村の相談体制強化への支援  →市町村基本計画の策定に向けた支援  →市町村基本計画の策定に向けた支援  →市町村の相談体制強化への支援 全市町村の担当者会議の開催  国のマニュアル等を活用し、配偶者暴力相談支援センター設置や女性相談員配置の働きかけ 等	●女性への暴力防止対策の充実として、県の相談支援の専門職員を増員し、正規雇用として配置し、専門的な研修を継続して受けられるようにするべき。 ■言葉の暴力など多様化する DV 問題に対応できる相談員のスキルアップを図る体制を整えることが必要。 ★雇用・待遇改善を含め、女性相談支援員等が専門的な知識やスキルを身につけ、安心して相談に対応できる体制作りがなければ、充実した支援が難しい。 ● 困難な問題を抱える女性への支援の充実について、警察、児相など関係機関との連携が難しい。 ● 女性支援新法は、当事者中心、官民協働、包括的支援を規定している。早期発見のために行政と民間のリスト(ネットワーク)作りを行う。斬新な方法でDV 被害者等を支援する民間団体もある。民間との連携・経済支援が必須。 ● DV や虐待の支援策が少なく、被害者が避難等で生活を大きく変えなければならず、支援につながらないケースがある。地域によっては民間団体の育成が難しく、社会福祉協議会等と協力して支援を検討する必要がある。DV 支援策として、身近な地域で避難できる場所の確保や近隣市町村間で連携が図れる仕組みづくりが必要。 ■ 当事者が利用しやすいものとなるよう、県や市町村、民間団体等による地域における役割分担など支援に関する協議の場(支援調整会議等による)が必要ではないか。  ★県・市町村が連携・協働するという意識がないのではないか、女性支援新法が施行となったなかで、民間との連携・協働についても課題となっている。	めの研修会等を盛り込んでほしい。男女共同参画担当の業務内容は多岐にわたり、男女共同参画に関する知識を深めることが難しかった。 ★女性相談支援員だけではなく、困難な問題を抱える方々を支援している支援者が地域でともに学び、繋がる機会があると支援者同士のネットワークができるのではないか。